

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	返還金	642,000
	01 住宅保証金返還金	641,000
	02 定期借地権保証金返還金	1,000
02	繰出金	2,000,000
	01 繰出金	2,000,000
歳 出 合 計		2,642,000

歳入歳出差引残額 8,191,000千円

令和3年度東京都都市開発資金会計予算

予 算 総 則

令和3年度東京都都市開発資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,023,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(都債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2号都債」による。

## 第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	18,635
	01 財産運用収入	18,635
02	繰入金	3,500
	01 一般会計繰入金	3,500
03	諸収入	864
	01 都預金利子	863
	02 雑入	1
04	都債	1,000,000
	01 都債	1,000,000
05	繰越金	1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		1,023,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	用地費	1,023,000
	01 用地費	1,023,000
歳 出 合 計		1,023,000

第2号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起債の目的	起債限度額	普通貸借の方法により政府から起債する。
1	都市開発用地費	1,000,000	(3) 利率 年8.5%以内
			(4) 償還の方法 政府の定める条件により償還する。 繰上償還をすることがある。
			(5) その他 起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

令和3年度東京都用地会計予算

予算総則

令和3年度東京都用地会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,775,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

## 第1号 歳入歳出予算

## 歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	4,771,031
	01 財産運用収入	1
	02 財産売却収入	4,771,030
02	繰入金	500,000
	01 一般会計繰入金	500,000
03	諸収入	854
	01 都預金利子	853
	02 雑入	1
04	都債	8,606,000
	01 都債	8,606,000
05	繰越金	3,897,115
	01 繰越金	3,897,115
歳 入 合 計		17,775,000

## 歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	用地費	17,775,000
	01 用地買収費	17,775,000
歳 出 合 計		17,775,000

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
01 用地費			168,000
	01 用地買収費		168,000
		1 公共用地先行取得	168,000

第3号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起債の目的	起債限度額	
1	公共用地先行取得費	8,606,000	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
			(3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内
			(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
			(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

## 令和3年度東京都公債費会計予算

## 予算総則

令和3年度東京都公債費会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,173,245,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為（損失補償及び保証契約等）」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

## 第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	1,488,001
	01 財産運用収入	1,488,001
02	繰入金	878,022,197
	01 繰入金	878,022,197
03	諸収入	595,802
	01 都預金利子	1,420
	02 雑入	594,382
04	都債	293,139,000
	01 都債	293,139,000
歳 入 合 計		1,173,245,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 公債費		1,173,245,000
	01 公債費	1,173,245,000
歳 出 合 計		1,173,245,000

第2号 債務負担行為(損失補償及び保証契約等)

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	東京都公債の元利金支払事務等の取扱契約	令和 3 年度～令和 43 年度	-

第3号 都債

（単位 千円）

<p>(1) 起債の目的及び起債限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>起債の目的</th> <th>起債限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>一般会計借換債</td> <td>270,666,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>都営住宅等事業会計借換債</td> <td>22,473,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>293,139,000</td> </tr> </tbody> </table>		番号	起債の目的	起債限度額	1	一般会計借換債	270,666,000	2	都営住宅等事業会計借換債	22,473,000	合 計		293,139,000	<p>(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。</p> <p>(3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内</p> <p>(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。</p> <p>(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。</p>
番号	起債の目的	起債限度額												
1	一般会計借換債	270,666,000												
2	都営住宅等事業会計借換債	22,473,000												
合 計		293,139,000												

令和3年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算

予 算 総 則

令和3年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入3,260,968千円、歳出1,675,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。



第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 使用料及手数料		54
	01 手数料	54
02 繰入金		1,112,561
	01 一般会計繰入金	120
	02 公営企業会計繰入金	1,112,441
03 諸収入		58,921
	01 都預金利子	4
	02 雑入	58,917
04 繰越金		2,089,432
	01 繰越金	2,089,432
歳 入 合 計		3,260,968

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 臨海都市基盤整備費		1,675,000
	01 臨海都市基盤整備費	1,675,000
歳 出 合 計		1,675,000

歳入歳出差引残額 1,585,968千円

第2号 繰越明許費

（単位 千円）

款	項	事業名	金額
01	臨海都市基盤整備費		261,000
	01	臨海都市基盤整備費	261,000
		1 臨海都市基盤整備	261,000

令和3年度東京都病院会計予算

（総則）

第1条 令和3年度東京都病院会計予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 患者数

普通	入院	3,626床	延	1,191,725人	外来	1日	6,605人	延	1,935,265人
精神	入院	1,074床	延	352,955人	外来	1日	600人	延	175,800人
結核	入院	31床	延	6,205人	外来	1日	30人	延	8,790人
感染症	入院	69床	延	1,095人	外来	1日	一人	延	一人
合計	入院	4,800床	延	1,551,980人	外来	1日	7,235人	延	2,119,855人

2 主要な建設改良事業

大塚病院改修工事	1,869,856千円
多摩メディカル・キャンパス駐車場等整備工事	448,238千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益	178,580,000千円
第1項 医業収益	152,884,750千円
第2項 医業外収益	25,695,250千円
収入合計	178,580,000千円

支出

第1款 病院事業費用	178,580,000千円
第1項 医業費用	176,442,226千円

第2項 医業外費用	2, 137, 774千円
支出合計	178, 580, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15, 944, 000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	12, 927, 000千円
第1項 企業債	12, 547, 000千円
第2項 国庫補助金	18, 978千円
第3項 その他資本収入	361, 022千円
収入合計	12, 927, 000千円

支出

第1款 資本的支出	28, 871, 000千円
第1項 建設改良費	14, 939, 744千円
第2項 企業債償還金	13, 931, 056千円
第3項 国庫補助金返還金	200千円
支出合計	28, 871, 000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
多摩メディカル・キャンパス整備運営事業	令和4年度～令和25年度	85, 755, 738千円
多摩メディカル・キャンパス駐車場等整備工事	令和4年度～令和5年度	993, 065千円
大塚病院改修工事	令和4年度～令和5年度	422, 027千円
墨東病院医療器械保守点検委託	令和4年度～令和13年度	110, 592千円
多摩総合医療センター内視鏡室等改修工事	令和4年度	287, 596千円

合計	87, 569, 018千円
----	----------------

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額	
病院建設改良事業	4, 494, 000千円
借換債	8, 053, 000千円
合計	12, 547, 000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。  
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。  
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。